

令和4年度沼津市多様な働き方推進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

コロナ禍における市内企業を取り巻く状況は、いまだ収束が見えず、今後、新型コロナウイルス感染症の予防を図りつつ、テレワーク等デジタル技術を活用するなど多様な働き方を推進することにより、社会経済との両立を進め、継続的に事業発展を進めていくための方策を確立することが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前からの課題であった、少子高齢化等にもともなう生産年齢人口の減少による労働力不足への対応として、ダイバーシティ経営等の推進により、多様な人材が活躍できる就業環境を整備するとともに、多様な人材の掘り起こしを進めていくことが求められる。

そこで、本事業では、多様な人材の個々の事情に応じた柔軟な働き方や、能力に応じて活躍できる職場環境への取り組みを支援するとともに、多様な人材と企業のマッチング機会を創出することで、事業継続・発展を目指す市内企業の人材活用戦略の支援及び多様な人材の労働参加を促すことを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務概要

- (1) 多様な働き方の推進に向けたセミナーの企画・設営・運営一式
- (2) 女性向けワーク・ライフ・バランスセミナー等の企画・設営・運営一式
セミナー参加者を対象とした、面接会の開催
- (3) 障がいのある人と高齢者を対象とした合同就職面接会の企画・設営・運営一式

4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

(1) 多様な働き方の推進に向けたセミナーの企画・設営・運営一式

- ・市内企業を対象に、多様な人材が働きやすく、魅力的な職場を確保していくための雇用セミナーを実施する。

ア 対 象：市内企業 30 社程度の参加を目標とする

イ 実施期間：令和4年12月までの間に少なくとも1回実施

ウ 実施時期：受託者の提案時期について、委託者と受託者で協議し、実施

エ 実施場所：沼津市内の交通の利便性の高い施設にて開催

オ 実施企画詳細：

- ① 障がいのある人、高齢者及び外国人等を含んだ多様な人材が働きやすく、能力を最大限発揮できる職場環境づくりを目指した取り組みを推進し、市内企業に波及させていくためのセミナー及び先進事例ゲスト企業を交えたパネルディスカッションの開催、並びに、ダイバーシティ経営や働き方改革に関する専門家による相談会を開催する。

- ② 働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、テレワークやオンラインを活用した採用、インターンシップ等、デジタル技術等を活用した新しい働き方の手法やメリットについて学ぶための、テレワーク導入や実践に関する内容を踏まえたセミナーを実施する。
- ③ 市内企業 30 社以上の参加を目標とすること。
- ④ セミナー講師の候補者を選定し、委託者と協議のうえ決定する。
- ⑤ 登壇するゲスト企業を選任し、委託者と協議のうえ決定する。
- ⑥ 参加企業等への連絡及び当日の案内業務を行うこと。
- ⑦ 会場予約、会場設営、事前告知チラシ資料作成、周知活動、当日配布資料の作成・配布、当日の運営等実施に当たり、必要なもの一切を行うこと。
- ⑧ 参加企業の募集にあたっては、少なくとも 1 ヶ月以上の十分な告知期間を確保するとともに、沼津商工会議所や沼津市商工会等関係機関と連携して市内企業への参加希望者の募集を行うこと。
- ⑨ イベント参加企業によるアンケートを実施し、集計すること。

(2) 女性向けワーク・ライフ・バランスセミナー等の企画・設営・運営一式

市内就業を希望する女性の就業活躍を支援するため、地域企業で働く女性のライフスタイルから市内の仕事や生活、メリット等をイメージできるような、交流会形式のワーク・ライフ・バランスセミナーを開催するとともに、セミナー参加者を対象として、柔軟で多様な働き方（※）を先進的に実践し、女性社員の採用を希望する求人企業と求職者の面接会を開催することで就業マッチングを図る。

（※）働き方改革の整備、フレックスタイム制、育児休暇・介護休暇の取得がしやすい職場環境など

- ア 対 象：市内就業を希望する女性求職者 20 人以上の参加を目標とする
- イ 実施期間：令和 4 年 12 月までの間に少なくともセミナー開催、参加者を対象とした面接会を 1 セット実施
- ウ 実施時期：受託者の提案時期について、委託者と受託者で協議し、実施
- エ 実施場所：沼津市内の交通の利便性の高い施設にて開催
- オ 実施企画詳細：
- ① ワーク・ライフ・バランスセミナーは、女性求職者と市内企業女性社員による交流会形式（座談会等を想定）で開催する。
 - ② 市内企業への就業を希望する女性求職者 20 人以上の参加を目標とすること。
 - ③ セミナーに参加する地域企業で働く女性は、セミナー開催後に行う面接会へ参加するワーク・ライフ・バランスを推進する市内求人企業（少なくとも 4 社以上）の社員が参加する。
※参加企業の選定方法については、委託者と受託者で協議して実施。
 - ④ 女性求職者と地域企業で働く女性との交流を通じて、地元企業への就業意欲を高められるような機会となるように努める。
 - ⑤ 女性のセミナー講師を選定し、委託者と協議後、派遣依頼を行うこと。

- ⑥ 会場予約、会場設営、事前告知チラシ資料作成、周知活動、当日配布資料の作成・配布、当日の運営等実施に当たり、必要なもの一切を行うこと。
- ⑦ 動員告知にあたっては、少なくとも1ヶ月以上の十分な告知期間を確保し、参加を広く呼び掛けること。
- ⑧ イベント参加者によるアンケートを実施し、集計すること。
- ⑨ イベント終了後も追跡調査を行い、就職活動の実績把握に努めること。

(3) 障がいのある人と高齢者を対象とした合同就職面接会の企画・設営・運営一式
・障がいのある人と高齢者を対象とした合同就職面接会を開催する。

ア 対 象：市内企業それぞれ10社程度の参加を目標とする

求職者である、障がいのある人と高齢者のそれぞれ20人程度の参加を目標とする

イ 実施期間：令和4年12月までの間に少なくとも1回実施

ウ 実施時期：受託者の提案時期について、委託者と受託者で協議し、実施

エ 実施場所：沼津市内の交通の利便性が高い施設にて開催

参加者となる障がいのある人と高齢者にとって、心身ともに負担の少ない施設（例：車イスでも移動可能、手すりの設置等、バリアフリーの整備された場所）

オ 実施企画詳細：

障がいのある人と高齢者の採用を希望する市内企業それぞれ10社程度の企業を集めること。

- ・開催にあたっては、例えば、参加者となる「障がいのある人」と「高齢者」との時間区分を午前と午後で分ける等、求職者と求人側双方のニーズ明確化を行うこと。
- ・求職者向けに就職活動支援ブースを併せて設置すること。
- ・委託者が雇用対策協定を締結している静岡労働局と連携した開催とすること。
- ・当日参加する求職者の行動サポートは、参加者側で手配すること。

(4) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 委託者が実施する就職支援サイト「ぬま job」や奨学金返還支援制度、移住・就業支援金等の就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。

※沼津しごと応援サイト「ぬま job」 <https://numa-job.net/homes>

5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、多様な働き方の推進に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けすること。
- (5) 受託者は、本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して毎月報告を行うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、セミナー及び就職面接会等参加者アンケート分析結果、その他関係資料

7 業務実施上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者と協議したうえで、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

8 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。